

平成29年11月29日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

秋田地方裁判所長 窪 木 稔

秋田地方裁判所庁舎等において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

秋田地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、秋田地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 秋田市山王七丁目1番1号

秋田地方裁判所庁舎

ア	4階物件明細書等閲覧室	1台
イ	4階仙台高等裁判所秋田支部庶務課・書記官室	1台
ウ	5階民事書記官室	1台

(2) 秋田県能代市上町1番15号

秋田地方裁判所能代支部庁舎	1階閲覧謄写室	1台
---------------	---------	----

(3) 秋田県大館市中城15番地

秋田地方裁判所大館支部庁舎	2階地裁・簡裁事務室	1台
---------------	------------	----

(4) 秋田県横手市城南町2番1号

秋田地方裁判所横手支部庁舎	1階閲覧謄写室	1台
---------------	---------	----

(5) 秋田県大仙市大曲日の出町一丁目20番4号

秋田地方裁判所大曲支部庁舎	1階閲覧謄写室	1台
---------------	---------	----

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成29年11月29日（水）から同年12月12日（火）まで（ただし、土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

秋田地方裁判所事務局会計課内

管理係 (内線190又は191)

秋田市山王七丁目1番1号 電話018(824)3121

ウ 交付方法

交付場所において交付する。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成29年12月20日(水)から同年12月27日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送(簡易書留)の方法による。

ただし、郵送(簡易書留)の方法による場合には、提出期間内に必着とする。

エ 提出部数 2部(原本1部、写し1部)

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで書面により作成し、提出場所に持参、郵送又はファクシミリにより提出する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成29年12月14日(木)午後5時まで

ウ 提出場所 5(1)イの企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 質問に対する回答書は、平成29年12月19日(火)午後5時までにファクシミリ等により送信する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に契約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することになった場合、当該使用許可の取り消しをさせても意義を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を提出すること。

(3) (1)及び(2)の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記 5 に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。